

諮問日：令和3年10月28日（諮問第253号）

答申日：令和6年11月21日（答申第197号）

件名：県立がんセンターのあり方検討会議の議事録に対する審査請求について

## 答 申

### 第1 審査会の結論

宮城県知事は、本件審査請求の対象となった部分開示決定において開示しないこととした情報のうち、別紙1については開示すべきであるが、その他の部分については不開示とすることが妥当である。

### 第2 審査請求に至る経過

1 審査請求人は、令和3年1月7日付けで、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号。以下「条例」という。）第5条第1項の規定により、宮城県知事（以下「実施機関」という。）に対し、下記に掲げる行政文書について、開示の請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

- （1）第2回県立がんセンターのあり方検討会議の議事録
- （2）第3回県立がんセンターのあり方検討会議の議事録
- （3）第4回県立がんセンターのあり方検討会議の議事録
- （4）第5回県立がんセンターのあり方検討会議の議事録

2 実施機関は、本件開示請求に対応する行政文書（以下「本件行政文書」という。）として下記のを特定した。

- （1）第2回県立がんセンターのあり方検討会議の議事録
- （2）第3回県立がんセンターのあり方検討会議の議事録
- （3）第4回県立がんセンターのあり方検討会議の議事録
- （4）第5回県立がんセンターのあり方検討会議の議事録

その上で、実施機関は、次のとおり一部について開示をしない理由を付して行政文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、令和3年7月20日付けで審査請求人に通知した。

条例第8条第1項第7号該当

対象行政文書には、県立がんセンターのあり方に関する構成員の意見等が含まれている。これを公開すると、構成員が発言を控えてしまうなど、自由で率直な

意見交換を行うことが困難になり、将来の同種の事務事業の円滑な執行に支障が生ずると認められるため。

- 3 審査請求人は、令和3年9月24日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対し審査請求を行った。

### 第3 審査請求人の主張要旨

#### 1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分のうち不開示とされた部分について、その処分を取り消し、開示するとの裁決を求めるものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び反論書によると、おおむね次のとおりである。

- (1) 県立がんセンターの今後のあり方は県民の医療と県内医療機関に大きな影響を及ぼすこと、県立がんセンターの運営主体である地方独立行政法人宮城県立病院機構には宮城県から法人に対し資本金が出資されていることから、どのような検討がなされているのかについて県民は知る権利がある。
- (2) 「一部を開示しない理由」として「構成員が発言を控えてしまうなど自由で率直な意見交換をおこなうことが困難になる」としていることに関し、公的な検討会議であるにもかかわらず、県民に知られてしまうから発言を控える、率直な意見交換ができないという会議のあり方自体に問題があり、県民への信頼が感じられない。これではどのような検討がなされても県民の理解と信頼を得ることはできない。開かれた検討会議とし、その議論の中に広く県民の意見を反映させることが求められる。そのためにも議事録を公開すべきである。
- (3) 条例の解釈及び運用基準において条例第8条第1項第7号の解釈として「公開すると構成員が発言を控えてしまうなど自由で率直な意見交換を行うことが困難になる」場合の例示はない。本件処分は運用基準から逸脱している。
- (4) 情報公開条例第8条第1項第7号該当とあるが、第7号は県の機関、県の設立した地方独立行政法人等がおこなう検査、監査、取締り、争訟、交渉、渉外、入札、試験その他の事務事業に関する情報について規定されており、県立がんセンターのあり方検討会議は「今後、県立病院が担うべき役割や政

策医療として実施する必要性について有識者の意見を聞くため」開催されたものであり、その議事録が当該情報に当てはまるとは考えられない。

(5) 県立がんセンターのあり方検討会議は第2回目が令和元年5月27日、3回目が同8月5日、4回目が同9月19日、5回目が同10月15日に開催されている。開催からすでに2年近く経過しており、現時点においてもいまだその議事録の「一部について開示しない」明確な理由がない。

(6) 一部について開示しないとの処分であるが、実際は一部と言えるものではなくほぼ全面黒塗り状態の非開示に等しいものであり文書開示に値しない。文書開示という一般的概念はもとより公序良俗、社会通念においてもこのような開示はありえない。開示された実態が「開示」に値しないのであるから、本件処分に有意な理由はない。

(7) 条例第1条には「県民の知る権利を尊重し、(中略)、県政運営の透明性の一層の向上を図り、もって県の有するその諸活動を説明する責務が全うされるようにするとともに、県民による県政の監視と参加の充実を推進し、及び県政に対する県民の理解と信頼を確保し、公正で開かれた県政の発展に寄与することを目的とする」とある。本件処分は(6)に記した通り非開示に等しいものであり文書開示の意味をなしておらず、条例の制定目的、趣旨を著しく逸脱している。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が弁明書において述べている内容は、おおむね次のとおりである。

条例第8条第1項第7号該当性について

条例第8条第1項第7号は、「県の機関、県が設立した地方独立行政法人、公社又は国等の機関が行う検査、監査、取締り、争訟、交渉、渉外、入札、試験その他の事務事業に関する情報」を対象としているが、本件は「その他の事務事業」に該当するものである。本件の全ての議事については、条例第19条第1号に規定する非公開情報に当たることから非公開で開催したものであり、その議事録の一部についても非公開としているものである。

#### 第5 審査会の判断理由

##### 1 条例の基本的な考え方について

条例は、「地方自治の本旨にのっとり、県民の知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利」を明らかにすることにより、「県政運営の透明性の一層の向上

を図り、もって県の有するその諸活動を説明する責務が全うされるようにするとともに、県民による県政の監視と参加の充実を推進し、及び県政に対する県民の理解と信頼を確保し、公正で開かれた県政の発展に寄与することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈され、及び運用されなければならない。

当審査会は、この原則公開の理念に立って、条例を解釈し、以下のとおり判断するものである。

## 2 本件行政文書について

審議の対象となる本件行政文書については、第2の2のとおりである。当審査会では、実施機関から本件行政文書の提供を受け、これをインカメラ審理によって実際に見分し、その不開示情報該当性を検討する。

なお、審査請求人は第3の2に記載のとおり、不開示情報の条例第8条第1項第7号該当性について審査を求めていることから、その妥当性について検討を行う。

## 3 本件処分の妥当性について

### (1) 条例第8条第1項第7号について

#### イ 趣旨

条例第8条第1項第7号は、「県の機関、県が設立した地方独立行政法人、公社又は国等の機関（以下「県等」という。）が行う検査、監査、取締り、争訟、交渉、渉外、入札、試験その他の事務事業に関する情報であつて、当該事務事業の性質上、公開することにより、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずると認められるもの」を不開示事由として規定しており、公開することにより、県等が行う事務事業の公正又は円滑な執行の確保に支障が生ずると認められる情報が記録されている行政文書については、行政文書の開示をしないことを定めたものである。

#### ロ 条例第8条第1項第7号の該当性について

県立がんセンターのあり方検討会議（以下「検討会議」という。）は、「県立がんセンターのあり方検討会議開催要綱（平成31年1月13日施行。以下「要綱」という。）に基づき、宮城県立がんセンターのあり方を検討するために開催されたものである。

実施機関は、本件行政文書には検討会議の構成員の意見等が含まれてお

り、これを公開すると、構成員が発言を控えてしまうなど自由で率直な意見交換を行うことが困難となり、将来の同種の事務事業の円滑な執行に支障が生ずるとしている。また、実施機関の弁明書においては、検討会議は条例第19条第1号に規定する不開示情報が含まれる事項について審議を行うものであることから、同条の規定により非公開で開催したものであるとしており、その議事録である本件行政文書について、条例第8条第1項第7号に該当し全面不開示に近い部分開示決定を行っている。

当審査会において本件行政文書を見分したところ、実施機関が主張するように検討会議は非公開を前提として開催されていることが認められる。また、本件行政文書には、事務局からの説明内容やそれに対する構成員等の自由で率直な発言内容などが具体的に記載されており、検討会議におけるこれらの発言は非公開を前提としてなされているものと認めることができる。

構成員等が率直に意見を表明している部分やその発言内容を踏まえた事務局の発言内容については、これらを公にすることにより、非公開を前提とした構成員等の具体的な発言内容等が明白又は推認可能となり、将来の同種の会議において有識者委員が率直な意見表明を躊躇するなど、有識者等の参加を得て意見聴取を行う県の事務事業の公正又は円滑な執行に支障が生じるおそれがあるものと認められる。

したがって、構成員等の発言内容及び事務局の発言内容の一部については、条例第8条第1項第7号の不開示情報に該当するとした実施機関の説明は首肯できるものである。

また、本件行政文書には、条例第8条第1項第7号だけでなく、公にすることにより、本件行政文書に係る事務事業又は将来の同種の事務事業に係る意思形成に支障が生ずると明らかに認められる情報が見受けられることから、同項第6号の不開示情報への該当性についても以下検討する。

## (2) 条例第8条第1項第6号について

### イ 趣旨

条例第8条第1項第6号は、「県、県が設立した地方独立行政法人、公社又は国等の事務事業に係る意思形成過程において行われる県の機関内部若しくは機関相互の間若しくは県が設立した地方独立行政法人若しくは公社の内部又は県の機関、県が設立した地方独立行政法人、公社及び国等の機

関の相互の間における審議、検討、調査、研究等に関する情報であって、公開することにより、当該事務事業又は将来の同種の事務事業に係る意思形成に支障が生ずると明らかに認められるもの」を不開示事由として規定しており、公開することにより、県等の事務事業に係る意思形成に支障が生ずると明らかに認められる情報が記録されている行政文書については、行政文書の開示をしないことを定めたものである。

ロ 条例第8条第1項第6号の該当性について

本件行政文書には、実施機関が事務局としての「宮城県立がんセンターの今後のあり方に関する報告書」の素案を提示し、構成員の自由闊達な意見交換による審議を繰り返しながら報告書の決定に至った過程の情報が記録されているとともに、実施機関や他自治体が行った非公表の全国調査の資料に基づく意見交換の状況なども記録されている。これらの情報の中には、結果的に報告書に反映されなかったものなども含まれており、そのまま公にした場合、県民に無用の誤解を与えることが認められるとともに、非公表の資料の内容が推認されることにより、今後、審議に必要な資料等を得ることが困難となるなど、将来の同種の事務事業に係る意思形成に支障が生じることが明らかに認められる。したがって、これらの情報については、同項第6号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(3) 本件部分開示決定の妥当性について

実施機関においては、本件行政文書のうち、発言した構成員の名字や検討会議の公開・非公開に関するやりとりを含む議事進行に関する発言、既に公表されている情報に基づく事務局や構成員の発言についても不開示としている。検討会議の構成員については既に県のホームページにおいて公表されていること、議事進行に関する発言や既に公表されている情報に関する発言についても、これらを公にしても、事務事業の公正又は円滑な執行や、将来の同種の事務事業に係る意思形成に支障が生じるおそれがあるとは認められない。

したがって、別紙1の箇所については、条例第8条第1項第6号及び第7号のいずれにも該当せず、開示すべきである。

(4) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断に影響を与えるものではない。

#### 4 結論

以上のとおり、実施機関が行った本件処分のうち、実施機関が不開示と判断した情報について、当審査会は、別紙1に掲げる部分は、開示すべきであると判断した。

#### 第6 付言

実施機関は、弁明書において、本件行政文書については条例第19条に基づき非公開で開催された検討会議に係る議事録であることから、その一部について非公開としている旨説明している。

一般に会議体の議事を非公開とすることの主眼は、これが公開されると、会議体の出席者が、往々にして傍聴人や報道関係者から心理的圧迫を受けて自由な意見交換ができなくなり、又は傍聴人等に迎合するような質疑発言をなすおそれがあるため、このような事態を回避し、出席者が議事に専心できるようにして審理の充実を図ること、換言すれば、会議体の審理の実質化を図ることにあると解されるのであって、会議の非公開とその会議の経過や結果を記録した会議録を事後的に開示することとは事柄の性質上両立しえないではないとされている（昭和59年6月11日浦和地方裁判所判決（昭和58年（行ウ）第18号））。

原則公開を基本理念とする情報公開制度の下では、実施機関は、合理的な理由のある必要最小限の例外を除き原則として行政文書を公開しなければならないものとされている。しかし、実施機関は、本件処分において、構成員に対する配慮からとはいえ、不開示情報の範囲を過度に拡大して、全面不開示に近い部分開示決定を行っている。この点については、審査請求人の言を待つまでもなく、情報公開制度の基本理念についての理解を欠いたものと言わざるを得ない。今後、実施機関においては、情報公開制度の理念、目的及び説明責任等を改めて認識し、条例の適切な運用に当たるよう要請する。

#### 第7 審査の経過

当審査会の処理経過は、別紙2のとおりである。

別紙1

本件行政文書	ページ	開示すべき部分
(1)	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 17行目から29行目まで全て</li> </ul>
	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1行目から9行目まで全て</li> <li>・ 19行目から29行目まで全て</li> </ul>
	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1行目から9行目まで全て</li> <li>・ 23行目全て</li> </ul>
	4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2行目から30行目まで全て</li> </ul>
	5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1行目から8行目6文字目まで</li> <li>・ 10行目1文字目から3文字目まで</li> <li>・ 11行目1文字目から4文字目まで</li> <li>・ 12行目1文字目から6文字目まで</li> <li>・ 14行目1文字目から4文字目まで</li> <li>・ 15行目1文字目から6文字目まで</li> <li>・ 16行目1文字目から3文字目まで</li> <li>・ 18行目1文字目から6文字目まで</li> <li>・ 28行目1文字目から3文字目まで</li> <li>・ 30行目1文字目から6文字目まで</li> </ul>
	6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3行目から4行目6文字目まで</li> <li>・ 11行目1文字目から3文字目まで</li> <li>・ 12行目42文字目から14行目4文字目まで</li> <li>・ 17行目1文字目から6文字目まで</li> <li>・ 21行目から22行目4文字目まで</li> <li>・ 25行目1文字目から6文字目まで</li> <li>・ 25行目27文字目から27行目6文字目まで</li> </ul>
	7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 6行目から7行目4文字目まで</li> <li>・ 10行目1文字目から6文字目まで</li> <li>・ 13行目から14行目4文字目まで</li> <li>・ 16行目1文字目から6文字目まで</li> <li>・ 18行目1文字目から4文字目まで</li> <li>・ 19行目から20行目6文字目まで</li> <li>・ 24行目1文字目から3文字目まで</li> <li>・ 28行目から29行目まで全て</li> </ul>

本件行政文書	ページ	開示すべき部分
(1)	8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1行目から2行目3文字目まで</li> <li>・ 5行目14文字目から6行目まで全て</li> <li>・ 12行目1文字目から3文字目まで</li> <li>・ 17行目1文字目から3文字目まで</li> <li>・ 24行目1文字目から3文字目まで</li> </ul>
	9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 27行目1文字目から3文字目まで</li> <li>・ 29行目1文字目から6文字目まで</li> <li>・ 30行目1文字目から3文字目まで</li> </ul>
	10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2行目1文字目から3文字目まで</li> <li>・ 3行目1文字目から6文字目まで</li> <li>・ 6行目1文字目から6文字目まで</li> <li>・ 8行目1文字目から3文字目まで</li> <li>・ 9行目1文字目から6文字目まで</li> <li>・ 17行目1文字目から6文字目まで</li> <li>・ 24行目1文字目から3文字目まで</li> <li>・ 29行目1文字目から3文字目まで</li> <li>・ 29行目15文字目から30行目6文字目まで</li> </ul>
	11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 7行目1文字目から6文字目まで</li> <li>・ 12行目1文字目から6文字目まで</li> <li>・ 24行目1文字目から6文字目まで</li> </ul>
	12	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 12行目全て</li> <li>・ 15行目1文字目から3文字目まで</li> <li>・ 17行目1文字目から3文字目まで</li> <li>・ 18行目1文字目から6文字目まで</li> <li>・ 29行目1文字目から3文字目まで</li> </ul>
	13	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2行目1文字目から6文字目まで</li> <li>・ 7行目1文字目から3文字目まで</li> <li>・ 10行目1文字目から3文字目まで</li> <li>・ 12行目1文字目から3文字目まで</li> <li>・ 15行目1文字目から3文字目まで</li> <li>・ 23行目1文字目から6文字目まで</li> <li>・ 26行目から27行目6文字目まで</li> </ul>

本件行政文書	ページ	開示すべき部分
(1)	14	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 5行目 1文字目から6文字目まで</li> <li>・ 7行目 1文字目から4文字目まで</li> <li>・ 10行目 1文字目から4文字目まで</li> <li>・ 16行目 全て</li> <li>・ 22行目 1文字目から3文字目まで</li> <li>・ 23行目 1文字目から6文字目まで</li> <li>・ 24行目 1文字目から3文字目まで</li> <li>・ 25行目 1文字目から6文字目まで</li> <li>・ 26行目 1文字目から3文字目まで</li> </ul>
	15	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1行目 1文字目から3文字目まで</li> <li>・ 5行目 1文字目から3文字目まで</li> <li>・ 7行目 1文字目から6文字目まで</li> <li>・ 10行目 1文字目から3文字目まで</li> <li>・ 11行目 12文字目から26文字目まで</li> <li>・ 15行目から17行目 6文字目まで</li> <li>・ 20行目から21行目 4文字目まで</li> <li>・ 24行目 1文字目から6文字目まで</li> <li>・ 29行目から30行目 4文字目まで</li> </ul>
	16	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 5行目 1文字目から6文字目まで</li> <li>・ 6行目 1文字目から3文字目まで</li> <li>・ 8行目 28文字目から13行目まで 全て</li> </ul>
	17	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 23行目から30行目まで 全て</li> </ul>
	18	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1行目から21行目 29文字目まで</li> <li>・ 24行目から30行目まで 全て</li> </ul>
	19	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1行目から8行目 29文字目まで</li> <li>・ 10行目から20行目まで 全て</li> <li>・ 28行目から30行目まで 全て</li> </ul>
	20	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1行目 全て</li> <li>・ 23行目から30行目まで 全て</li> </ul>
	21	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1行目から14行目 29文字目まで</li> <li>・ 21行目から30行目まで 全て</li> </ul>
	22	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1行目から7行目まで 全て</li> </ul>

本件行政文書	ページ	開示すべき部分
(1)	22	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 16行目から18行目9文字目まで</li> <li>・ 23行目から30行目まで全て</li> </ul>
	23	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1行目から16行目まで全て</li> <li>・ 27行目から30行目まで全て</li> </ul>
	24	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1行目1文字目から6文字目まで</li> <li>・ 30行目全て</li> </ul>
	25	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1行目1文字目から6文字目まで</li> <li>・ 10行目1文字目から4文字目まで</li> <li>・ 21行目1文字目から6文字目まで</li> <li>・ 30行目1文字目から4文字目まで</li> </ul>
	26	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2行目から3行目6文字目まで</li> <li>・ 14行目1文字目から3文字目まで</li> <li>・ 18行目1文字目から6文字目まで</li> <li>・ 20行目1文字目から3文字目まで</li> <li>・ 22行目1文字目から4文字目まで</li> <li>・ 30行目の全て</li> </ul>
	27	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1行目1文字目から6文字目まで</li> </ul>
	28	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 8行目から12行目6文字目まで</li> <li>・ 18行目から19行目6文字目まで</li> </ul>
	29	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 10行目1文字目から3文字目まで</li> <li>・ 13行目1文字目から10文字目まで</li> <li>・ 14行目1文字目から3文字目まで</li> <li>・ 16行目1文字目から10文字目まで</li> <li>・ 17行目1文字目から3文字目まで</li> <li>・ 19行目1文字目から10文字目まで</li> <li>・ 24行目の全て</li> </ul>
	30	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1行目1文字目から3文字目まで</li> <li>・ 2行目1文字目から11文字目まで</li> <li>・ 5行目1文字目から3文字目まで</li> <li>・ 6行目1文字目から11文字目まで</li> <li>・ 8行目から9行目6文字目まで</li> <li>・ 24行目から25行目6文字目まで</li> </ul>

本件行政文書	ページ	開示すべき部分
(1)	3 1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 4行目 1文字目から 6文字目まで</li> <li>・ 9行目 1文字目から 3文字目まで</li> <li>・ 14行目 9文字目から 15行目 6文字目まで</li> <li>・ 19行目から 20行目 4文字目まで</li> <li>・ 23行目 1文字目から 6文字目まで</li> <li>・ 30行目 1文字目から 3文字目まで</li> </ul>
	3 2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 17行目 1文字目から 6文字目まで</li> <li>・ 22行目 1文字目から 3文字目まで</li> <li>・ 27行目から 28行目 6文字目まで</li> </ul>
	3 3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 8行目 1文字目から 6文字目まで</li> <li>・ 14行目 1文字目から 6文字目まで</li> </ul>
	3 4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 5行目 1文字目から 3文字目まで</li> <li>・ 8行目 1文字目から 6文字目まで</li> <li>・ 10行目 1文字目から 6文字目まで</li> <li>・ 11行目 1文字目から 6文字目まで</li> <li>・ 12行目 1文字目から 3文字目まで</li> <li>・ 13行目 1文字目から 6文字目まで</li> <li>・ 17行目 1文字目から 3文字目まで</li> <li>・ 20行目 1文字目から 4文字目まで</li> <li>・ 22行目 1文字目から 3文字目まで</li> <li>・ 26行目から 29行目 10文字目まで</li> </ul>
	3 5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 22行目から 26行目 6文字目まで</li> </ul>
	3 6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3行目から 4行目 6文字目まで</li> <li>・ 6行目から 7行目 6文字目まで</li> <li>・ 8行目から 11行目 3文字目まで</li> <li>・ 13行目 11文字目から 14行目 6文字目まで</li> <li>・ 20行目 1文字目から 3文字目まで</li> <li>・ 25行目 16文字目から 26行目 4文字目まで</li> </ul>
	3 7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1行目から 3行目まで全て</li> </ul>
(2)	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 11行目から 29行目まで全て</li> </ul>
	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2ページ全て</li> </ul>
	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1行目から 7行目まで全て</li> </ul>

本件行政文書	ページ	開示すべき部分
(2)	3	・ 13行目から29行目まで全て
	4	・ 1行目から10行目まで全て ・ 12行目全て
	5	・ 8行目全て ・ 17行目から18行目まで全て
	6	・ 8行目全て ・ 14行目全て ・ 19行目全て ・ 29行目全て
	7	・ 7行目全て ・ 13行目全て ・ 21行目全て ・ 24行目から30行目まで全て
	8	・ 1行目から15行目4文字目まで ・ 19行目から20行目6文字目まで ・ 24行目1文字目から4文字目まで
	9	・ 1行目から2行目6文字目まで ・ 4行目から5行目4文字目まで ・ 8行目全て ・ 12行目3文字目から13行目6文字目まで ・ 23行目1文字目から14文字目まで ・ 24行目36文字目から26行目6文字目まで
	10	・ 3行目1文字目から17文字目まで ・ 5行目4文字目から6行目6文字目まで ・ 13行目から29行目まで全て
	11	・ 18行目1文字目から14文字目まで ・ 21行目5文字目から22行目6文字目まで ・ 30行目全て
	12	・ 1行目1文字目から6文字目まで ・ 9行目から10行目6文字目まで ・ 28行目1文字目から3文字目まで ・ 28行目32文字目から30行目4文字目まで

本件行政文書	ページ	開示すべき部分
(2)	13	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 12行目1文字目から6文字目まで</li> <li>・ 21行目から22行目6文字目まで</li> </ul>
	14	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 12行目3文字目から26行目まで全て</li> </ul>
	15	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 23行目から24行目4文字目まで</li> </ul>
	16	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3行目から4行目6文字目まで</li> <li>・ 8行目1文字目から3文字目まで</li> <li>・ 8行目35文字目から10行目4文字目まで</li> <li>・ 14行目から15行目6文字目まで</li> <li>・ 17行目1文字目から4文字目まで</li> <li>・ 19行目1文字目から6文字目まで</li> <li>・ 20行目1文字目から3文字目まで</li> <li>・ 28行目から29行目6文字目まで</li> </ul>
	17	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 6行目1文字目から3文字目まで</li> <li>・ 7行目10文字目から8行目6文字目まで</li> <li>・ 30行目全て</li> </ul>
	18	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1行目1文字目から10文字目まで</li> <li>・ 15行目1文字目から3文字目まで</li> <li>・ 30行目1文字目から6文字目まで</li> </ul>
	19	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 27行目から29行目6文字目まで</li> </ul>
	20	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3行目1文字目から3文字目まで</li> <li>・ 13行目41文字目から14行目11文字目まで</li> <li>・ 15行目1文字目から6文字目まで</li> </ul>
	21	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3行目1文字目から3文字目まで</li> <li>・ 7行目1文字目から4文字目まで</li> <li>・ 15行目から16行目6文字目まで</li> <li>・ 20行目から21行目26文字目まで</li> <li>・ 23行目から25行目6文字目まで</li> <li>・ 30行目全て</li> </ul>
	22	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1行目1文字目から4文字目まで</li> <li>・ 6行目1文字目から3文字目まで</li> <li>・ 9行目から10行目6文字目まで</li> <li>・ 20行目1文字目から3文字目まで</li> </ul>

本件行政文書	ページ	開示すべき部分
(2)	22	・ 25行目1文字目から4文字目まで
	23	・ 8行目から9行目6文字目まで ・ 28行目1文字目から3文字目まで
	24	・ 2行目1文字目から10文字目まで ・ 4行目1文字目から3文字目まで ・ 9行目1文字目から6文字目まで ・ 13行目1文字目から6文字目まで ・ 26行目1文字目から6文字目まで
	25	・ 2行目1文字目から3文字目まで ・ 5行目1文字目から10文字目まで ・ 16行目1文字目から3文字目まで ・ 30行目1文字目から10文字目まで
	26	・ 11行目3文字目から13行目6文字目まで
	27	・ 3行目から4行目4文字目まで ・ 16行目1文字目から3文字目まで ・ 26行目1文字目から6文字目まで
	28	・ 7行目1文字目から3文字目まで ・ 12行目1文字目から6文字目まで ・ 25行目から26行目6文字目まで
	29	・ 7行目1文字目から14文字目まで ・ 13行目から14行目4文字目まで ・ 21行目1文字目から6文字目まで
	30	・ 5行目1文字目から4文字目まで ・ 16行目1文字目から6文字目まで ・ 25行目から26行目28文字目まで
	31	・ 21行目1文字目から6文字目まで ・ 30行目1文字目から6文字目まで
	32	・ 7行目1文字目から3文字目まで ・ 13行目から24行目6文字目まで ・ 28行目1文字目から4文字目まで ・ 29行目1文字目から6文字目まで ・ 30行目1文字目から4文字目まで

本件行政文書	ページ	開示すべき部分
(2)	33	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1行目1文字目から6文字目まで</li> <li>・ 12行目から13行目4文字目まで</li> <li>・ 17行目全て</li> </ul>
(3)	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 12行目から28行目まで全て</li> </ul>
	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1行目から5行目まで全て</li> <li>・ 20行目から30行目まで全て</li> </ul>
	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1行目から20行目まで全て</li> <li>・ 26行目から29行目まで全て</li> </ul>
	4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 8行目から30行目まで全て</li> </ul>
	5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1行目全て</li> <li>・ 24行目から30行目まで全て</li> </ul>
	6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1行目から16行目6文字目まで</li> </ul>
	7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 22行目から28行目まで全て</li> </ul>
	8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 9行目から17行目まで全て</li> <li>・ 23行目から29行目まで全て</li> </ul>
	9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1行目11文字目から30行目まで全て</li> </ul>
	10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1行目から4行目まで全て</li> <li>・ 18行目から20行目6文字目まで</li> </ul>
	12	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 4行目から6行目まで全て</li> <li>・ 14行目1文字目から4文字目まで</li> <li>・ 16行目1文字目から6文字目まで</li> <li>・ 20行目1文字目から4文字目まで</li> <li>・ 22行目1文字目から6文字目まで</li> <li>・ 24行目1文字目から4文字目まで</li> <li>・ 26行目1文字目から24文字目まで</li> <li>・ 28行目1文字目から6文字目まで</li> </ul>
	13	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 7行目1文字目から4文字目まで</li> <li>・ 17行目1文字目から6文字目まで</li> <li>・ 27行目1文字目から4文字目まで</li> <li>・ 29行目1文字目から6文字目まで</li> </ul>
	14	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 7行目から11行目3文字目まで</li> <li>・ 13行目1文字目から6文字目まで</li> </ul>

本件行政文書	ページ	開示すべき部分
(3)	14	・ 17行目1文字目から6文字目まで
	15	・ 18行目1文字目から3文字目まで ・ 24行目1文字目から6文字目まで ・ 28行目から30行目まで全て
	16	・ 1行目から25行目まで全て ・ 29行目1文字目から6文字目まで
	17	・ 4行目1文字目から6文字目まで ・ 12行目1文字目から3文字目まで ・ 16行目1文字目から6文字目まで ・ 26行目1文字目から3文字目まで ・ 29行目から30行目まで全て
	18	・ 5行目1文字目から6文字目まで ・ 16行目1文字目から8文字目まで ・ 27行目1文字目から3文字目まで
	19	・ 2行目1文字目から6文字目まで ・ 13行目1文字目から3文字目まで ・ 18行目1文字目から6文字目まで ・ 24行目1文字目から3文字目まで
	20	・ 1行目1文字目から6文字目まで ・ 2行目から3行目まで全て ・ 9行目から10行目29文字目まで ・ 14行目から15行目6文字目まで ・ 21行目1文字目から3文字目まで ・ 26行目1文字目から6文字目まで
	21	・ 1行目から2行目6文字目まで ・ 7行目1文字目から3文字目まで ・ 10行目1文字目から4文字目まで ・ 16行目から17行目4文字目まで ・ 22行目から25行目4文字目まで ・ 28行目から30行目まで全て
	22	・ 1行目全て ・ 5行目から8行目3文字目まで

本件行政文書	ページ	開示すべき部分
(3)	22	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 12行目1文字目から6文字目まで</li> <li>・ 14行目1文字目から3文字目まで</li> <li>・ 18行目1文字目から4文字目まで</li> <li>・ 23行目1文字目から6文字目まで</li> <li>・ 30行目1文字目から4文字目まで</li> </ul>
	23	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 4行目全て</li> <li>・ 7行目1文字目から4文字目まで</li> <li>・ 9行目から30行目まで全て</li> </ul>
	24	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1行目から5行目8文字目まで</li> <li>・ 7行目1文字目から3文字目まで</li> <li>・ 8行目1文字目から8文字目まで</li> <li>・ 11行目1文字目から4文字目まで</li> <li>・ 14行目から16行目3文字目まで</li> <li>・ 18行目1文字目から8文字目まで</li> <li>・ 22行目1文字目から3文字目まで</li> <li>・ 23行目1文字目から8文字目まで</li> <li>・ 24行目1文字目から6文字目まで</li> <li>・ 25行目1文字目から4文字目まで</li> <li>・ 27行目1文字目から3文字目まで</li> <li>・ 28行目から30行目まで全て</li> </ul>
	25	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1行目から5行目まで全て</li> <li>・ 6行目4文字目から12文字目まで</li> </ul>
(4)	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 14行目から30行目まで全て</li> </ul>
	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2ページ全て</li> </ul>
	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3ページ全て</li> </ul>
	4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 4ページ全て</li> </ul>
	5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 5ページ全て</li> </ul>
	6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 6ページ全て</li> </ul>
	7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 7ページ全て</li> </ul>
	8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 8ページ全て</li> </ul>
	9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 9ページ全て</li> </ul>
	10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 10ページ全て</li> </ul>

本件行政文書	ページ	開示すべき部分
(4)	1 1	・ 1 1 ページ全て
	1 2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 行目から 1 6 行目 6 文字目まで</li> <li>・ 1 8 行目 1 文字目から 8 文字目まで</li> <li>・ 2 1 行目から 3 0 行目まで全て</li> </ul>
	1 3	・ 1 行目から 2 6 行目 6 文字目まで
	1 4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 4 行目から 6 行目 6 文字目まで</li> <li>・ 2 5 行目から 2 6 行目 6 文字目まで</li> </ul>
	1 5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3 行目 1 文字目から 6 文字目まで</li> <li>・ 1 1 行目から 1 2 行目 6 文字目まで</li> <li>・ 1 4 行目 1 文字目から 6 文字目まで</li> <li>・ 1 5 行目から 1 7 行目 1 7 文字目まで</li> <li>・ 2 0 行目から 2 4 行目まで全て</li> </ul>
	1 6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 9 行目 1 文字目から 3 文字目まで</li> <li>・ 2 3 行目 1 文字目から 6 文字目まで</li> <li>・ 2 7 行目 1 文字目から 6 文字目まで</li> </ul>
	1 7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 1 行目 1 文字目から 3 文字目まで</li> <li>・ 1 4 行目 1 文字目から 6 文字目まで</li> <li>・ 1 6 行目 1 文字目から 6 文字目まで</li> <li>・ 1 7 行目 1 文字目から 3 文字目まで</li> <li>・ 2 4 行目 1 文字目から 4 文字目まで</li> <li>・ 2 8 行目 1 文字目から 6 文字目まで</li> <li>・ 2 9 行目 1 文字目から 6 文字目まで</li> </ul>
	1 8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2 行目から 3 行目まで全て</li> <li>・ 6 行目 1 文字目から 6 文字目まで</li> <li>・ 7 行目 1 文字目から 3 文字目まで</li> <li>・ 9 行目 1 文字目から 6 文字目まで</li> <li>・ 1 1 行目から 1 2 行目 4 文字目まで</li> <li>・ 1 5 行目 7 文字目から 2 0 行目 6 文字目まで</li> <li>・ 2 1 行目 1 文字目から 4 文字目まで</li> <li>・ 2 2 行目 2 4 文字目から 2 6 行目 6 文字目まで</li> <li>・ 3 0 行目 1 文字目から 6 文字目まで</li> </ul>
	1 9	・ 1 行目 1 文字目から 4 文字目まで

本件行政文書	ページ	開示すべき部分
(4)	19	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 6行目 1文字目から6文字目まで</li> <li>・ 11行目 1文字目から4文字目まで</li> <li>・ 14行目 1文字目から6文字目まで</li> <li>・ 19行目から21行目 6文字目まで</li> <li>・ 25行目 1文字目から6文字目まで</li> <li>・ 27行目から29行目 6文字目まで</li> </ul>
	20	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1行目 1文字目から4文字目まで</li> <li>・ 3行目 1文字目から3文字目まで</li> <li>・ 4行目 1文字目から6文字目まで</li> <li>・ 5行目 1文字目から3文字目まで</li> <li>・ 8行目 1文字目から6文字目まで</li> <li>・ 9行目 1文字目から3文字目まで</li> <li>・ 10行目 1文字目から4文字目まで</li> <li>・ 12行目 1文字目から6文字目まで</li> <li>・ 14行目 1文字目から6文字目まで</li> <li>・ 15行目 1文字目から6文字目まで</li> <li>・ 17行目 1文字目から3文字目まで</li> <li>・ 18行目 1文字目から6文字目まで</li> <li>・ 22行目 1文字目から4文字目まで</li> <li>・ 24行目 1文字目から25文字目まで</li> <li>・ 25行目 1文字目から6文字目まで</li> <li>・ 30行目 1文字目から6文字目まで</li> </ul>
	21	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 16行目から17行目 2文字目まで</li> <li>・ 21行目から22行目 6文字目まで</li> <li>・ 24行目 1文字目から3文字目まで</li> <li>・ 27行目 1文字目から6文字目まで</li> </ul>
	22	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 4行目 1文字目から4文字目まで</li> <li>・ 6行目 1文字目から6文字目まで</li> <li>・ 7行目から14行目まで全て</li> <li>・ 17行目から18行目 6文字目まで</li> <li>・ 19行目 1文字目から6文字目まで</li> <li>・ 30行目全て</li> </ul>

本件行政文書	ページ	開示すべき部分
(4)	23	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1行目1文字目から6文字目まで</li> <li>・ 3行目全て</li> <li>・ 4行目20文字目から10行目9文字目まで</li> <li>・ 12行目1文字目から6文字目まで</li> <li>・ 14行目から28行目8文字目まで</li> <li>・ 29行目25文字目から30行目まで全て</li> </ul>
	24	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1行目1文字目から6文字目まで</li> <li>・ 3行目1文字目から6文字目まで</li> <li>・ 7行目から13行目6文字目まで</li> <li>・ 16行目1文字目から4文字目まで</li> <li>・ 18行目から19行目6文字目まで</li> <li>・ 21行目1文字目から6文字目まで</li> <li>・ 22行目1文字目から6文字目まで</li> <li>・ 23行目1文字目から6文字目まで</li> <li>・ 24行目1文字目から6文字目まで</li> <li>・ 27行目から30行目まで全て</li> </ul>
	25	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1行目から3行目4文字目まで</li> <li>・ 5行目から9行目4文字目まで</li> <li>・ 14行目から28行目27文字目まで</li> <li>・ 29行目38文字目から30行目まで全て</li> </ul>
	26	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1行目から12行目まで全て</li> <li>・ 15行目1文字目から6文字目まで</li> <li>・ 18行目1文字目から3文字目まで</li> <li>・ 19行目1文字目から6文字目まで</li> <li>・ 20行目1文字目から3文字目まで</li> <li>・ 21行目1文字目から5文字目まで</li> <li>・ 22行目1文字目から6文字目まで</li> <li>・ 26行目1文字目から4文字目まで</li> <li>・ 30行目1文字目から3文字目まで</li> </ul>
	27	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3行目から6行目まで全て</li> </ul>

- 1 本件行政文書欄に掲げる番号は、第2の2に掲げる番号と同一のものである。
- 2 ページ数とは、第2の2に掲げる本件行政文書ごとに1枚目から順次ページを振っ

たものである。

3 ○行目とは、文字が記載されている行を一番上から1行目として、順次数え上げたものである。

4 ○文字目とは、1行中に記載された文字を左詰めにした場合、一番左の文字を1文字目として順次数え上げたものである。なお、句読点、文頭の記号等及び括弧はそれぞれ1文字とみなし、空白は除いている。

## 別紙2

## 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和3. 10. 28	○ 諮問を受けた。(諮問第253号)
令和5. 9. 26 (第442回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和5. 10. 26 (第443回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和5. 11. 28 (第444回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和6. 1. 31 (第446回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和6. 2. 28 (第447回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和6. 3. 25 (第448回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和6. 4. 23 (第449回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和6. 5. 31 (第450回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和6. 6. 25 (第451回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和6. 7. 30 (第452回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和6. 8. 30 (第453回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和6. 9. 27 (第454回審査会)	○ 事案の審議を行った。

(参考)

宮城県情報公開審査会委員名簿（五十音順）

（令和6年2月29日まで）

氏名	区分	備考
飯島 淳子	東北大学大学院法学研究科教授	
板 明 果	東北学院大学経済学部経済学科准教授	会長職務代理者
三 瓶 淳	弁護士	
高 橋 由 佳	一般社団法人イシノマキ ・ファーム代表理事	
千 葉 達 朗	弁護士	会長

（令和6年9月30日まで）

氏名	区分	備考
板 明 果	東北学院大学経済学部経済学科准教授	会長職務代理者
三 瓶 淳	弁護士	
高 橋 由 佳	一般社団法人イシノマキ ・ファーム代表理事	
千 葉 達 朗	弁護士	会長
堀 澤 明 生	東北大学大学院法学研究科准教授	